

令和4年9月30日

県土整備部技術管理課

043-223-3111

## ICT活用工事における適用工種の拡大について

国土交通省が推進するi-Constructionの3つの「トップランナー施策」のひとつである「ICTの全面的な活用」について、県土整備部では、平成29年度から「ICT土工」の試行を開始し、以降、適用工種の拡大を行い、施工の効率化、安全性の向上を図っています。

令和4年10月から、適用工種の拡大として、「ICT土工(1,000m<sup>3</sup>未満)」、「ICT小規模土工」及び「ICT構造物工(橋脚・橋台)」の試行を開始し、更なるICT活用工事の普及・促進を図ります。

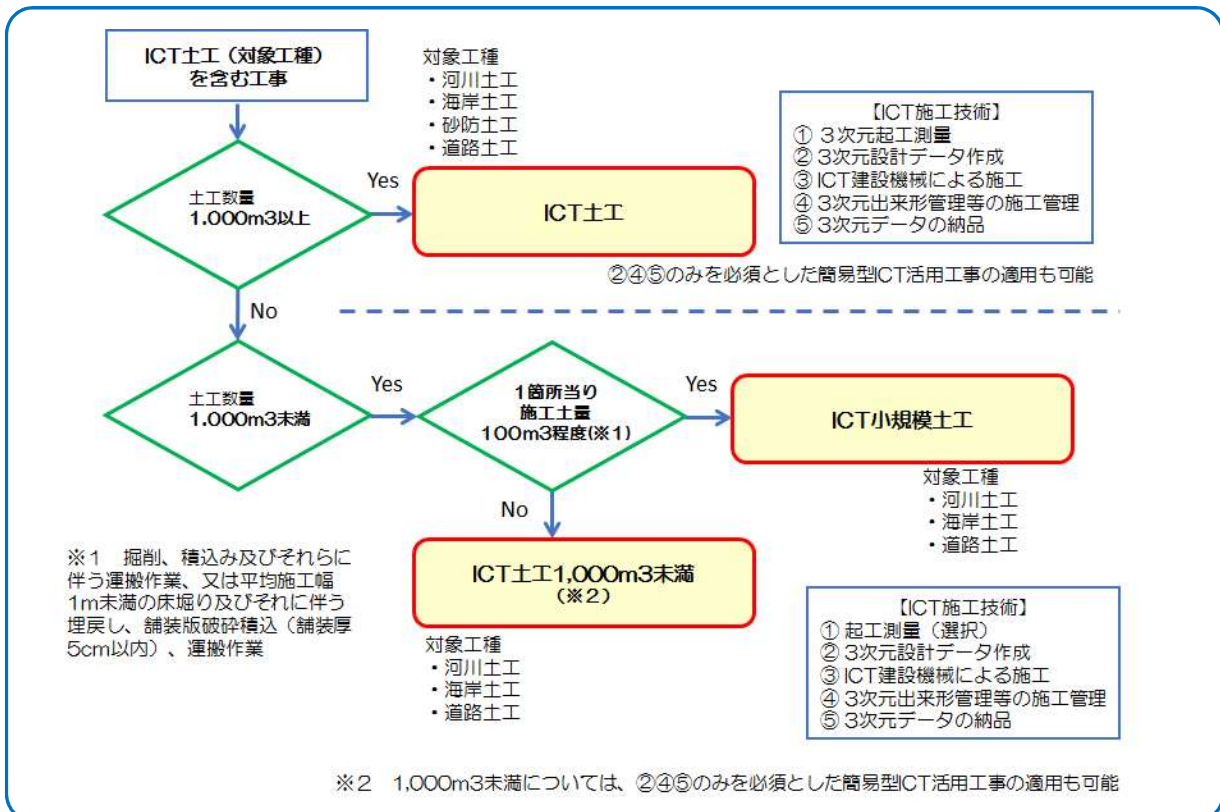
### 【令和3年度までの適用工種】

「ICT土工」、「ICT舗装工」、「ICT河川浚渫」、「ICT付帯構造物設置工」、「ICT法面工」、「ICT作業土工(床掘)」、「ICT地盤改良工」及び「ICT舗装工(修繕工)」

## 1 適用工種の拡大について

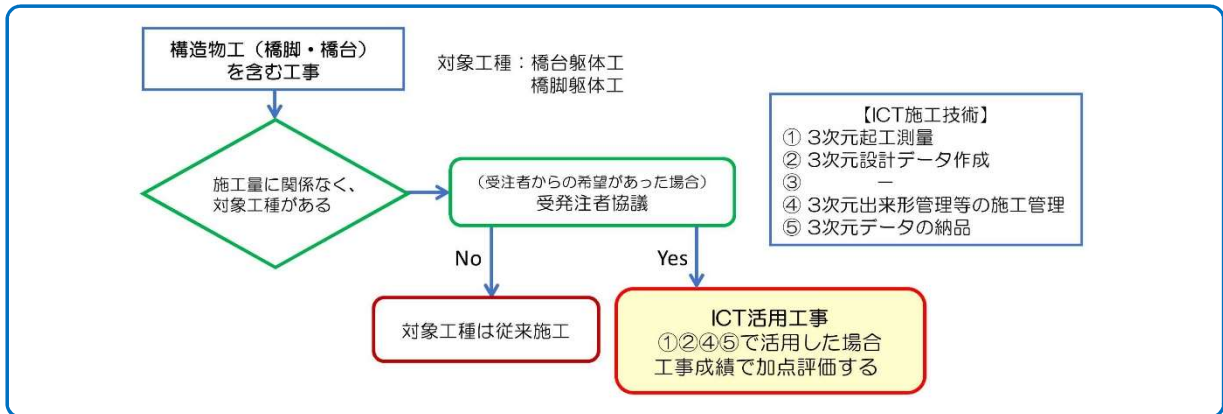
### (1) ICT土工について

河川土工、海岸土工及び道路土工を対象とした「ICT土工(1,000m<sup>3</sup>未満)」及び「ICT小規模土工」を新たに試行します。従来の「ICT土工」との違いは、起工測量において従来手法による起工測量を原則としていること及び出来形管理にあたっては標準的に断面管理を実施するものとなります。ただし、3次元起工測量の実施及び面的な計測による出来形管理を選択することも可能です。



## (2) 「ICT構造物工（橋脚・橋台）」の試行について

橋台躯体工及び橋脚躯体工を対象とした、「ICT構造物工（橋脚・橋台）」を新たに試行します。なお、構造物工においては、ICT建設機械による施工は該当なしとなります。



## 2 施行年月日

令和4年10月1日から施行する。

対象工事は原則として特記仕様書に明記した工事とする。

## 3 ICT活用工事試行要領 及び 基準類

千葉県ホームページに掲載 (<https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-gijutu-jouhou.html>)

## 4 これまでの経緯

平成29年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(土工)試行開始

平成30年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工)試行開始

平成31年4月 千葉県県土整備部ICT活用工事(河川浚渫)試行開始

令和2年10月 千葉県県土整備部ICT活用工事(付帯構造物設置工)

千葉県県土整備部ICT活用工事(法面工(吹付工))

千葉県県土整備部ICT活用工事(作業土工(床掘工))

千葉県県土整備部ICT活用工事

(地盤改良工(浅層・中層混合処理))試行開始

令和3年10月 千葉県県土整備部ICT活用工事

(地盤改良工((固結工)スラリー攪拌工))

千葉県県土整備部ICT活用工事(法面工(吹付法砕工))

千葉県県土整備部ICT活用工事(舗装工(修繕工))試行開始